

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的支援が必要になった学生・保証人の皆さまには、各種支援制度がございます。申込内容の詳細は各項目をご確認ください。

1. 前期学納金の納入が間に合わなかった方は、次の制度が利用できます。

◎学納金延納申請

「延納願」「誓約書」を提出し、許可を受けることで納入期日を猶予することができます。申請を希望する場合は、経理部経理課（Tel.0467-44-2111）にお申し出ください。

2. 学費の工面が困難になった場合は、次の制度をご検討ください。

◎高等教育の修学支援新制度（家計急変）

住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として、授業料等減免と給付型奨学金をセットにして支援を行う国の新制度です。住民税は、前年所得をもとに算定されていますが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象となります。ご希望の方には資料をお送りしますので学生センター奨学金担当までメールでご請求ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎日本学生支援機構 貸与奨学金（緊急採用／応急採用）

無利子（緊急採用）または有利子（応急採用）による貸与型奨学金制度です。返還義務があります。ご希望の方には資料をお送りしますので学生センター奨学金担当までメールでご請求ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎鎌倉女子大学奨学金（フリージア奨学金）

経済的理由により修学が困難であると認められ、且つ建学の精神に則り、他の学生の模範となる学生に対し、秋学期学納金納入後に給費（240,000円）を行います。学力・家計について選考を行います。日本学生支援機構や地方公共団体等の奨学金との併用は可能です。募集要項を5月12日よりポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に掲載いたします。

◎各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）

各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）や保育士修学資金貸付制度の募集要項をポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に5月1日より随時掲載いたします。

3. 経済的理由により遠隔授業の通信環境を整備することが困難な場合は、次の制度をご検討ください。

◎経済的に困難な学生を対象とする遠隔授業受講環境整備支援制度

経済的理由により遠隔授業の受講に適したインターネットの接続環境を準備することが困難な学生が、修学の機会を逸することのないよう、通信環境を整備する費用の一部を補助する制度です。新型コロナウイルス感染症の拡大による学習環境の悪化により、遠隔授業の受講を始めることができず、修学に大きな支障が生じている学生を最優先に支援することを目的としています。本制度の趣旨に適合する学生を採択し、採択者に一人当たり20,000円を支給いたします。申請方法等、詳細につきましては、後日ポータルサイトに掲載いたします。

